

## 倫理規程

### (前文)

公益財団法人お金をまわそう基金(以下「当財団」という。)は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守する者とする。

当財団の役員を含むすべての従業員(以下「役職員」という)及び評議員、選考委員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう自己規律に努めなければならない。

---

### (組織の使命及び社会的責任)

第1条 当財団は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

### (社会的信用の維持)

第2条 当財団は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

### (基本的人権の尊重)

第3条 当財団は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

### (法令等の遵守)

第4条 当財団は、関連法令及び当財団の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範にそむくことなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 当財団は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

### (私的利益追求の禁止)

第5条 当財団の評議員及び役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止)

第6条 当財団の役員は、その職務の執行に際し、当財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

2 当財団は、評議員会及び理事会、選考委員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事、選考委員を除いて行わなければならない。

3 当財団は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について事項申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 当財団は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 当財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第9条 当財団は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第10条 当財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第11条 当財団は、必要に応じて、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2019年10月10日から施行する。